

第24回 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2023年10月26日（木曜日）
午前10時30分（受付開始：午前10時）

開催場所

当社本社オフィス
名古屋市中村区名駅三丁目28番12号
大名古屋ビルヂング 32階

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度の額及び内容決定の件



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/3662/>



株式会社エイチーム

証券コード：3662

株主各位

名古屋市中村区名駅三丁目28番12号

株式会社エイチーム

代表取締役社長 林 高生

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

なお、ご出席いただけない場合は、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をお願い申し上げます。

書面またはインターネットによって議決権を行使いただく場合は、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2023年10月25日（水曜日）午後7時（当社営業時間終了時）までに議決権を行使いただくようお願い申し上げます。

本株主総会におきましては昨年同様、インターネットによるLIVE配信にてご参加いただくことができます。「株主総会LIVE配信のご案内」を参照し、事前手続きを行っていただいたうえでご視聴くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

開催日時 2023年10月26日（木曜日）午前10時30分（受付開始：午前10時）

開催場所 当社本社オフィス

名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 大名古屋ビルヂング 32階

末尾の会場のご案内をご参照ください。

会議の目的事項

報告事項

1. 第24期（2022年8月1日から2023年7月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第24期（2022年8月1日から2023年7月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度の額及び内容決定の件

なお、株主様向け会社説明会、社内見学は本年度も取りやめさせていただきます。

また、株主の皆様への平等性の観点から、総会会場へ出席されました株主様へのお土産の配付及びお飲み物の提供につきましては本年度以降取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に関するご案内

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記各ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。いずれかのウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.a-tm.co.jp/ir/news/>

※「株主総会関連」を選択のうえご確認ください。



株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/3662/tei/ji/>



東証ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※当社名または証券コード(3662)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえご確認ください。



なお、電子提供措置事項のうち、以下の事項につきましては法令及び当社の定款の規定に基づき、書面交付請求いただいた際に交付する書面には記載していません。従って、書面交付請求いただいた株主様に対して交付する書面は、会計監査報告又は監査報告を作成するに際し会計監査人または監査役が監査した書類の一部であります。

- ①会計監査人の状況
- ②会社の新株予約権等に関する事項
- ③業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要
- ④連結株主資本等変動計算書
- ⑤連結注記表
- ⑥株主資本等変動計算書
- ⑦個別注記表

電子提供措置事項について修正すべき事情が生じた場合には、上記の各ウェブサイトにおいて掲載することによりお知らせいたします。

以 上

株主総会LIVE配信のご案内

当社では、より多くの株主様に株主総会の様子をご覧いただけるよう、株主総会のLIVE配信を行います。是非ご視聴ください。

なお、LIVE配信をご視聴の株主様は、ご発言いただくことができませんので、事前にメールにてご質問を承ります。ご質問のある株主様は、株主名・株主番号を明記のうえ、2023年10月25日（水曜日）午後7時までに、sr@a-tm.co.jpまでご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。

LIVE 配信	配信開始予定時刻 2023年10月26日（木曜日）午前10時30分 配信方式 Zoom（オンライン会議システム） 事前登録アドレス https://a-tm.zoom.us/webinar/register/WN_-fvbP00UQXG5QNXIMWa_Pw ウェビナーID パスコード ※株主総会終了後にはご覧いただくことができませんので、ご了承ください。				
視聴 事前 準備	<p>①LIVE配信をご視聴いただくには、事前登録が必要です。 上記事前登録アドレスまたはQRコードよりアクセスいただき、 名・姓、メールアドレスをご登録ください。 登録は、株主総会終了前まで可能です。</p>  <p>※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。</p> <p>②ご登録のメールアドレスに、事前登録完了メールが送られていることを確認します。 メールの再送はできかねますので、大切に保管してください。</p> <p>③スマートフォン、タブレットで視聴される場合は、Zoomアプリが必要です。 Android：Google Play iOS：App Storeからアプリをインストールしてください。</p>				
視聴 当日	<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="243 866 784 911">(パソコンで視聴の場合)</th><th data-bbox="784 866 1342 911">(スマートフォン・タブレットで視聴の場合)</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="243 911 784 1108">④事前登録完了メール本文内の「ここをクリックして参加」をクリックします。参加されるときに、ウェブブラウザのクライアントが自動的にダウンロードされます。 ⑤上記パスコードを入力して視聴します。</td><td data-bbox="784 911 1342 1108">④Zoomアプリを開き「参加」をクリックします。 ⑤上記ウェビナーID及びパスコードを入力して視聴します。</td></tr></tbody></table>	(パソコンで視聴の場合)	(スマートフォン・タブレットで視聴の場合)	④事前登録完了メール本文内の「ここをクリックして参加」をクリックします。参加されるときに、ウェブブラウザのクライアントが自動的にダウンロードされます。 ⑤上記パスコードを入力して視聴します。	④Zoomアプリを開き「参加」をクリックします。 ⑤上記ウェビナーID及びパスコードを入力して視聴します。
(パソコンで視聴の場合)	(スマートフォン・タブレットで視聴の場合)				
④事前登録完了メール本文内の「ここをクリックして参加」をクリックします。参加されるときに、ウェブブラウザのクライアントが自動的にダウンロードされます。 ⑤上記パスコードを入力して視聴します。	④Zoomアプリを開き「参加」をクリックします。 ⑤上記ウェビナーID及びパスコードを入力して視聴します。				

注意事項

ご使用のパソコンやインターネットの接続環境により、映像や音声に不都合が生じる場合もございますので、あらかじめご了承ください。株主様からの視聴方法についてのお問い合わせに関しましては、皆様に等しくお答えすることが困難であることから、誠に恐れ入りますが、応対できかねますのでご了承ください。

ご出席株主様の容姿は映さないように配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。ご視聴等に伴う通信料は株主様のご負担となります。

映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製やログイン方法を第三者に伝えること等は禁じます。

何らかの都合により、LIVE配信を行わない場合もございます。その際は、当社コーポレートサイトでお知らせいたします。

sr@a-tm.co.jpにお送りいただきました株主様の個人情報につきましては、株主総会の事前質問受付用としてのみ利用させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年10月26日（木曜日）
午前10時30分（受付開始：午前10時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年10月25日（水曜日）
午後7時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2023年10月25日（水曜日）
午後7時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
株式会社エイチーム 御中

株主総会日 議決権の数
年 月 日 個

年 月 日

議案	原案に対する賛否	
第1号議案	賛	否
第2号議案	賛	否
第3号議案	賛	否
第4号議案	賛	否
第5号議案	賛	否
第6号議案	賛	否

標準日現在のご所有株式数 株
議決権の数 個

お願い

1. ○
2. ○

切取

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
パスワード XXXXX

見本

株式会社エイチーム

こちらに、議案に対する賛否をご記入ください。

第1、4、5、6号議案

- 賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 ▶ 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入下さい。

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。

「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1.提案の理由

- ①当社は、取締役会の監督機能及び監視体制を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図る観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除並びに重要な業務執行に関する決定の取締役への権限委任に関する規定の新設を行うものであります。
- ②当会社の代表取締役を指す表記を「取締役社長」から「代表取締役」へ変更するものであります。
- ③その他、一部字句の修正を行うものであります。
- ④本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2.変更の内容

下線は変更部分を示します。

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
<p>第2条 (目的)</p> <p>当社は次の事業及びこれに関連する事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>1. ～19. (条文省略)</p> <p>20. 古物の売買ならびにその受託販売</p> <p>21. ～28. (条文省略)</p>	<p>第2条 (目的)</p> <p>当社は、<u>次</u>の事業及びこれに関連する事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>1. ～19. (現行どおり)</p> <p>20. 古物の売買<u>並びに</u>その受託販売</p> <p>21. ～28. (現行どおり)</p>
第2章 株 式	第2章 株 式
<p>第9条 (株主名簿管理人)</p> <p>(条文省略)</p> <p>II. 当会社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>III. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式<u>ならびに</u>新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社はこれを取り扱わない。</p>	<p>第9条 (株主名簿管理人)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>II. 当会社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が</u>選定する。</p> <p>III. 当会社の株主名簿<u>及び</u>新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿<u>及び</u>新株予約権原簿への記載または記録、その他株式<u>並びに</u>新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社はこれを取り扱わない。</p>

現行定款	変更案
<p>第10条 (株式取扱規程) 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条 (招集権者および議長) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集し、その議長となる。 II. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条 (取締役の員数) 当会社の取締役は7名以内とする。 (新設)</p> <p>第19条 (取締役の選任) (新設)</p> <p>当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>II. (条文省略) (新設)</p> <p>第20条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>第10条 (株式取扱規程) 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續き等については、法令または定款に定めるもののほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u>が定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条 (招集権者及び議長) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって代表取締役がこれを招集し、その議長となる。 II. <u>代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (取締役の員数) 当会社の取締役は、<u>4名以上</u>とする。 II. <u>当社の監査等委員である取締役は、3名以上とする。</u></p> <p>第19条 (取締役の選任) <u>当会社の取締役は、株主総会において監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u> II. <u>当会社の取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> III. (現行どおり) IV. <u>当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>第20条 (取締役の任期) 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>II. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>III. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>IV. <u>会社法第329条3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>第21条 (役付取締役)</p> <p><u>取締役会の決議によって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第21条 (代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>代表取締役は、取締役会の決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選定する。</u></p> <p>II. <u>取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役会長及び取締役社長各1名、並びに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>
<p>第22条 (代表取締役)</p> <p><u>取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p> <p>II. <u>取締役会の決議によって、取締役社長のほかに、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を選定することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第23条 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>II. <u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>第22条 (取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>II. <u>代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第24条 (取締役会の招集手続き) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>II. 前項にかかわらず、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</p> <p>第25条～第26条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第28条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第30条 (監査役および監査役会の設置) <u>当社は、監査役および監査役会を置く。</u></p> <p>第31条 (監査役の数) <u>当社の監査役は4名以内とする。</u></p> <p>第32条 (監査役の選任) <u>当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u> II. 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p>	<p>第23条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の<u>必要があるときは</u>、この期間を短縮することができる。</p> <p>II. 前項にかかわらず、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</p> <p>第24条～第25条 (現行どおり)</p> <p>第26条 (重要な業務執行の決定の委任) <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第28条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>III. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>第33条 (監査役の任期)</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> II. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>第34条 (常勤監査役)</u> <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>第35条 (監査役会の招集手続き)</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> II. <u>前項にかかわらず、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>第36条 (監査役会の決議)</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>第37条 (監査役会規程)</u> <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>第38条 (監査役の報酬等)</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p data-bbox="142 119 455 145"><u>第39条 (監査役の責任免除)</u></p> <p data-bbox="142 155 731 288">当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、免除することができる。</p> <p data-bbox="142 299 736 432">II. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p data-bbox="409 474 474 500">(新設)</p> <p data-bbox="409 512 474 538">(新設)</p> <p data-bbox="409 621 474 647">(新設)</p> <p data-bbox="409 763 474 789">(新設)</p> <p data-bbox="409 1014 474 1040">(新設)</p> <p data-bbox="409 1158 474 1183">(新設)</p>	<p data-bbox="1029 83 1100 108">変更案</p> <p data-bbox="1029 119 1094 145">(削除)</p> <p data-bbox="945 474 1180 500">第5章 監査等委員会</p> <p data-bbox="763 512 1094 538"><u>第30条 (監査等委員会の設置)</u></p> <p data-bbox="763 548 1094 574">当社は、監査等委員会を置く。</p> <p data-bbox="763 621 1079 647"><u>第31条 (常勤の監査等委員)</u></p> <p data-bbox="763 657 1363 719">監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p data-bbox="763 763 1140 789"><u>第32条 (監査等委員会の招集通知)</u></p> <p data-bbox="763 799 1363 898">監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="763 908 1363 970">II. 前項にかかわらず、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</p> <p data-bbox="763 1014 1094 1040"><u>第33条 (監査等委員会の決議)</u></p> <p data-bbox="763 1050 1363 1112">監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="763 1158 1079 1183"><u>第34条 (監査等委員会規程)</u></p> <p data-bbox="763 1194 1363 1292">監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="338 122 545 148">第6章 会計監査人</p> <p data-bbox="142 157 438 182">第40条～第42条 (条文省略)</p> <p data-bbox="142 228 474 254">第43条 (会計監査人の報酬等)</p> <p data-bbox="142 263 743 326">会計監査人の報酬等は、取締役会の委任により取締役社長が監査役会の同意を得て定める。</p> <p data-bbox="349 371 535 397">第7章 計 算</p> <p data-bbox="142 406 438 432">第44条～第46条 (条文省略)</p> <p data-bbox="142 477 523 503">第47条 (期末配当金等の除斥期間)</p> <p data-bbox="142 512 743 612">当社の期末配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p data-bbox="142 621 743 684">II. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p> <p data-bbox="412 765 474 790">(新設)</p>	<p data-bbox="958 122 1165 148">第6章 会計監査人</p> <p data-bbox="765 157 1082 182">第35条～第37条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="765 228 1097 254">第38条 (会計監査人の報酬等)</p> <p data-bbox="765 263 1366 326">会計監査人の報酬等は、取締役会の委任により代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p data-bbox="969 371 1155 397">第7章 計 算</p> <p data-bbox="765 406 1082 432">第39条～第41条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="765 477 1143 503">第42条 (期末配当金等の除斥期間)</p> <p data-bbox="765 512 1366 612">当社の期末配当金及び中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p data-bbox="765 621 1366 684">II. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</p> <p data-bbox="780 730 842 756">(附則)</p> <p data-bbox="780 765 1158 790"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="765 799 1366 972"><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第24回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、取締役全員（6名）は定款変更の効力発生の時をもって任期満了となるため、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）4名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	
1	林 高生 <small>はやし たかお</small>	代表取締役社長	再任
2	中内 之公 <small>なかうち ゆきまさ</small>	取締役 執行役員 エンターテインメント事業本部長	再任
3	間瀬 文雄 <small>ま せ ふみお</small>	取締役 執行役員 ライフスタイルサポート事業本部長	再任
4	吉崎 亮介 <small>よしざき りょうすけ</small>	社外取締役	再任 社外 独立



取締役在任年数
(本総会最終時)

23年

所有する
当社株式の数

706,000株

取締役会
出席回数

16 / 16回
(100%)

候補者番号

1

はやし たかお
林 高生

(1971年12月18日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1997年 6月 エイチーム創業
- 2000年 2月 有限会社エイチーム設立 (現 株式会社エイチーム) 代表取締役社長就任 (現任)
- 2013年 8月 株式会社引越し侍 (現 株式会社エイチームライフデザイン) 取締役就任
株式会社エイチームライフスタイル (現 株式会社エイチームウェルネス) 取締役就任
- 2017年12月 Increments株式会社 (現 Qiita株式会社) 取締役就任 (現任)
- 2019年 2月 株式会社エイチームフィナジー 取締役就任
- 2021年 4月 株式会社エイチームエンターテインメント 取締役就任 (現任)
株式会社エイチームコマーステック 取締役就任 (現任)
- 2022年 4月 株式会社エイチームフィナジー 取締役就任 (現任)

取締役候補者とした理由

林高生氏は、創業当初から代表取締役社長として常に高いビジョンを持ち、優れた統率力を発揮し、長年にわたり当社グループの持続的な成長と企業価値向上に尽力してまいりました。

引き続き、経営理念である「みんなで幸せになれる会社にする」と「今から100年続く会社にする」と及び“Ateam Purpose”である「Creativity×Techで、世の中をもっと便利に、もっと楽しくすること」を基に、当社グループのさらなる企業成長並びに企業価値向上を目指すにあたり、同氏の求心力と優れた経営力が必要であるため、取締役候補者に定めました。

候補者と当社の特別の利害関係等

特別の利害関係はありません。



取締役在任年数
(本総会最終時)

13年

所有する
当社株式の数

238,600株

取締役会
出席回数

16 / 16回
(100%)

候補者番号

2

なかうち ゆきまさ
中内 之公

(1975年 8月20日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2004年 8月 GMOインターネット株式会社 (現 GMOインターネットグループ株式会社) 入社
- 2005年 4月 GMOエンターテインメント株式会社 代表取締役社長就任
- 2007年 4月 株式会社インクルーズ 執行役員COO就任
- 2009年 9月 当社入社
- 2010年10月 当社取締役就任 (現任)
- 2012年 8月 当社執行役員 エンターテインメント事業本部長就任 (現任)
- 2016年12月 Ateam Vietnam Co., Ltd. 代表取締役社長就任 (現任)
- 2021年 4月 株式会社エイチームエンターテインメント 代表取締役社長就任 (現任)

取締役候補者とした理由

中内之公氏は、2009年に当社に入社以来、長年にわたりエンターテインメント事業をけん引し、既存ゲームアプリ並びに新規ゲームアプリの企画・開発・運営の長期的な維持・成長に努めています。

引き続き、同氏の豊富な経験と幅広い見識が、今後のエンターテインメント事業並びに当社グループのさらなる企業成長並びに企業価値向上のために必要であると判断したため、取締役候補者に定めました。

候補者と当社の特別の利害関係等

特別の利害関係はありません。



取締役在任年数
(本総会最終時)

5年

所有する
当社株式の数

19,500株

取締役会
出席回数

16/16回
(100%)

候補者番号

3

ま せ ふ み お
間瀬 文雄

(1984年1月27日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2007年4月 日興コーディアル証券株式会社 (現 SMBC日興証券株式会社) 入社
2008年11月 当社入社
2013年8月 株式会社エイチームライフスタイル (現 株式会社エイチームウェルネス)
代表取締役社長就任 (現任)
2013年11月 当社執行役員就任
2018年10月 当社取締役就任 (現任)
2019年2月 株式会社エイチームフィナジー 取締役就任
2020年11月 当社執行役員 ライフスタイルサポート事業本部長就任 (現任)
2022年2月 株式会社エイチームライフデザイン 代表取締役就任 (現任)
2022年4月 株式会社エイチームフィナジー 代表取締役社長就任 (現任)

取締役候補者とした理由

間瀬文雄氏は、長年にわたりライフスタイルサポート事業をけん引し、事業領域の拡大、事業の統制・向上に努めています。

引き続き、ライフスタイルサポート事業におけるブランド構築とさらなる利益向上に期待するとともに、同氏のけん引力と豊富な経験が今後のライフスタイルサポート事業並びに当社グループのさらなる企業成長並びに企業価値向上のために必要であると判断したため、取締役候補者に決めました。

候補者と当社の特別の利害関係等

特別の利害関係はありません。



取締役在任年数
(本総会最終時)

1年

所有する
当社株式の数

1株

取締役会
出席回数

12/12回
(100%)

候補者番号

4

よ し ざ き り ょ う す け
吉崎 亮介

(1991年8月13日生)

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2016年4月 株式会社SHIFT入社
2017年1月 株式会社キカガク 創業
代表取締役社長就任
2018年4月 東京大学大学院 情報学環・学際情報学府 非常勤講師
機械学習工学研究会 (MLSE) 運営委員 (現任)
2021年1月 株式会社キカガク 代表取締役会長就任 (現任)
2022年10月 当社社外取締役就任 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

吉崎亮介氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める要件を満たす社外取締役候補者であります。同氏は、株式会社キカガクの創業者であり、AI・機械学習を中心とした先端技術の分野において、豊富な知識と幅広い見識を有しています。

引き続き、幅広いIT業界への知見を基に、客観的な立場と新しい価値観で組織の構築をはじめ、当社の経営戦略、事業戦略にも忌憚なく意見・助言等いただき、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、社外取締役候補者に決めました。

候補者と当社の特別の利害関係等

特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 当社は、吉崎亮介氏との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合は、同氏と当該契約を継続する予定であります。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約に基づき引き続き被保険者となります。当該契約は、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年ごとに契約内容を見直し、契約更新しております。なお、保険料は全額当社が負担しております。
3. 当社は、吉崎亮介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員として指定する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	
1	かとう じゅんや 加藤 淳也	社外取締役	新任 社外 独立
2	やまだ かずお 山田 一雄	社外監査役	新任 社外 独立
3	きたがわ 北川 ひろみ	—	新任 社外 独立



候補者番号

1

かとう じゅんや
加藤 淳也

(1976年7月25日生)

新任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2007年9月 弁護士登録
 2009年11月 弁理士登録
 2012年1月 城南法律事務所開設 所長（現任）
 2013年2月 株式会社A.T.brides（現 株式会社エイチームライフデザイン）監査役就任
 2015年10月 当社社外取締役就任（現任）
 2019年10月 株式会社Photo electron Soul 社外監査役就任（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

加藤淳也氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める要件を満たす社外取締役候補者であります。同氏は社外取締役または監査役に就任する以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、これまで当社社外取締役として、弁護士の立場から、企業法務分野に関する専門的な幅広い知見を有しており、客観的・独立的な立場として当社の経営における重要事項の決定及び取締役の経営執行の監督に十分な役割を果たしています。引き続き、豊富な専門的見識を基に取締役会の監督機能及び監視体制並びにガバナンスの強化への貢献を期待し、監査等委員である社外取締役候補者に決めました。

候補者と当社の特別の利害関係等

株式会社Photo electron Soulの社外監査役を兼任しており、当社は同社の発行済株式総数の1.0%を保有しております。

取締役在任年数
(本総会終結時) **8年**

所有する
当社株式の数 **-株**

取締役会
出席回数 **16/16回**
(100%)



候補者番号

2

やまだ かずお
山田 一雄

(1963年2月28日生)

新任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月 株式会社セガエンタープライズ（現 株式会社セガ）入社
 1994年9月 監査法人東海会計社入社
 1997年4月 公認会計士登録
 1997年5月 公認会計士山田一雄事務所（現 公認会計士・税理士山田一雄事務所）設立 所長（現任）
 1997年10月 税理士登録
 2001年7月 有限会社エーピーネットワーク（現 有限会社オンリーワンコンサルティング）
 代表取締役就任（現任）
 2006年10月 当社社外監査役就任（現任）
 2022年12月 株式会社ハイブリッドテクノロジーズ 社外監査役就任（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山田一雄氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める要件を満たす社外取締役候補者であります。同氏はこれまで当社社外監査役として、公認会計士及び税理士の立場から、財務・経理・税務・内部統制等において経営の監視や適切な助言を行うなど、監査機能を十分に果たしています。引き続き、豊富な専門的見識を基に取締役会の監督機能及び監視体制並びにガバナンスの強化への貢献を期待し、監査等委員である社外取締役候補者に決めました。

候補者と当社の特別の利害関係等

特別の利害関係はありません。

取締役在任年数
(本総会終結時) **-年**

所有する
当社株式の数 **-株**

取締役会
出席回数 **16/16回**
(100%)

監査役会
出席回数 **13/13回**
(100%)



取締役在任年数
(本総会終結時)

一年

所有する
当社株式の数

一株

取締役会
出席回数

一/一回

候補者番号

3

きたがわ

北川ひろみ

(1962年11月4日生)

新任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年4月 弁護士登録
南館法律事務所 入所
2003年7月 南館・北川法律事務所 パートナー弁護士
2014年4月 中部弁護士会連合会理事
2016年4月 愛知県弁護士会副会長
2017年4月 南山大学法務研究科教授(現任)
2018年9月 公認不正検査士・CFE (Certified Fraud Examiner) 資格認定
2022年4月 弁護士法人GROWTH 代表社員(現任)
2022年6月 日本空調サービス株式会社 社外取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

北川ひろみ氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める要件を満たす社外取締役候補者であります。同氏は、社外取締役に就任する以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務分野における豊富な実務経験と専門的な幅広い知見に加え、不正対策の専門家であるCFE(公認不正検査士)を有していることから、経営戦略・事業戦略におけるリスク管理の強化・監督を期待するとともに、客観的・独立的な立場と専門的見識を基に、取締役会の監督機能及び監視体制並びにガバナンスの強化への貢献を期待し、監査等委員である社外取締役候補者に決めました。

候補者と当社の特別の利害関係等

特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 当社は、加藤淳也氏及び山田一雄氏との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。両氏の選任が承認された場合は、両氏と当該契約を継続する予定であります。また、北川ひろみ氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の契約を新たに締結する予定です。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約に基づき被保険者となります。当該契約は、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年ごとに契約内容を見直し、契約更新しております。なお、保険料は全額当社が負担しております。
3. 当社は、加藤淳也氏、山田一雄氏及び北川ひろみ氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏の選任が承認された場合は、加藤淳也氏及び山田一雄氏は継続して、また北川ひろみ氏は新たに独立役員として指定する予定であります。
4. 北川ひろみ氏の戸籍上の氏名は、水野ひろみです。

ご参考

当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要について

当社では、コーポレート・ガバナンス強化の一環として、取締役会全体の実効性を評価、分析し、改善に取り組んでまいります。

1. 評価の方法

社外を含むすべての取締役及び監査役に対し、評価の主旨等を説明のうえ、取締役会事務局が作成した取締役会実効性評価アンケートに基づき、自己評価を実施しました。概要及び評価は、以下のとおりです。

(1) 評価項目

評価を実施した大項目は以下のとおりです。

1. 取締役会の運営
2. 取締役会の役割
3. 取締役会の構成
4. 取締役会の支援体制

(2) 評価方法

- ・調査は記名方式としました。
- ・アンケート実施日は2023年8月8日です。
- ・評価項目ごとに選択式、記述式での回答としました。

2. 分析・評価結果の概要

当社は、取締役会の実効性の現状について、以下のとおり分析・評価します。

- ①当事業年度の取り組みの一つであった、議案に対する資料の充実化及び取締役会開催前の事前説明の場を設ける点については概ね「不足なし」との結果であるものの、依然として審議事項に紐づく事前情報の量に差があることを認識しております。また、審議事項・内容についての精査の必要性も認識しております。
- ②当社取締役会は、他社での経営経験や専門的な深い知識を有する社外役員を含め、多様な見識・経験を有する役員により構成されており、すべての役員が多様な視点に基づき議論・審議がなされている一方で、財務責任者の必要性を認識しております。

引き続き、取締役会全体の知識・経験・能力のバランス及び多様性に関する考え方を定め、取締役会の構成を検討することが必要であると認識しております。

3. 実効性向上に向けた今後の取り組み

- ①当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を促進することを目的に、取締役会における審議の質をさらに高めるため、議案の背景事情に関する情報の提供及び議案事項の精査に努めてまいります。
- ②当社取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすことを目的に、当社にとって必要と考える知識・経験・能力のバランス及び多様性に関する考え方を定義したうえで、さらに強化すべきスキルに係る取締役の検討を進めてまいります。また、第24回定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件に監査等委員会設置会社へ移行するため、取締役会、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役の各役割を再確認し、取締役会の監督機能及び監視体制の強化及びコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るなど、取締役会のさらなる実効性の向上に努めてまいります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2005年9月30日開催の第6回定時株主総会において、年額300百万円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、年額300百万円以内とさせていただきたいと存じます。

当社は2021年9月10日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を定めておりますが、本議案については、当該方針に沿うものであり、当社の事業規模、現行の役員報酬体系及び支給水準等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと考えております。

現在の取締役は6名（うち社外取締役3名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、4名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案については、当社の事業規模、現行の役員報酬体系及び支給水準、ガバナンスにおいて監査等委員が果たす職責等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと考えております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度の額及び内容決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件に、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社は、2015年10月30日開催の第16回定時株主総会において、当社及び株式交付規程で定める子会社（以下「対象会社」という。）の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）を対象に、対象会社ごとの業績及び役位を連動させることで、これまで以上に対象会社ごとの中長期的な業績及び企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的とし、業績達成度等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）について、株主の皆様のご承認をいただき現在に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、対象取締役のうち、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）について本制度にかかる報酬枠を改めて設定し、本制度を継続することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」でご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬限度額（年額300百万円以内）とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して本制度に基づく株式報酬を支給することを提案するものであります。本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、実質的な報酬の額及び内容については、上述の第16回定時株主総会においてご承認いただきました内容と同一であり、2021年9月10日の取締役会において決議した取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針及び当社取締役向け株式交付規程の定めに従い、当社の事業規模、現行の役員報酬体系及び支給水準等を総合的に勘案して決定していることから、相当であると判断しております。

本総会終結時における本制度の対象取締役となる当社の取締役の員数は、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、選任された4名から社外取締役1名を除いた3名となります。なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

(1) 本制度の概要

各対象会社が拠出する取締役の報酬額を原資として、当社株式を当社が設定する信託（以下「本信託」という。）を通じて取得され、対象会社ごとに、業績達成度及び役位等に応じて対象取締役に当社株式が交付される株式報酬制度です。

(2) 本制度の対象期間

2021年7月31日で終了する事業年度から2025年7月31日で終了する事業年度までの5事業年度とし、信託期間の延長が行われた場合には、以降の5事業年度とします。

(3) 当社が拠出する金銭の上限

当社は、対象期間ごとに210百万円（うち当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）分40百万円）を上限とする金銭を、対象取締役への報酬として拠出し、受益者要件を満たす制度対象者を受益者とする信託期間5年間の本信託を設定（下記の信託期間の延長を含む。）します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本信託を継続することがあり得ます。その場合、当初の信託期間と同一期間（5年間）だけ本信託の信託期間を延長し、延長された信託期間ごとに、210百万円（うち当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）分40百万円）の範囲内で対象取締役に対する報酬の原資となる金銭を追加信託し、各対象会社は、引き続き延長された信託期間中、対象取締役に対するポイント数の付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内の対象取締役の報酬に対応する勘定に残存する当社株式(対象取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で交付が未了であるものを除く。)及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、210百万円（うち当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）分40百万円）の範囲内とします。

(4) 対象取締役に對して交付する当社株式数の算定方法及びその上限

信託期間中の毎年8月に、同年7月31日付で終了した事業年度（以下「評価対象事業年度」という。）における業績達成度及び役位等に応じて、対象取締役に一定のポイント数が付与されます。1ポイントは当社株式1株とします。信託期間中に株式分割・株式併合等のポイント数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされます。

ポイント数の算定は、役位毎に定められた基準ポイントに、評価対象事業年度に係る業績達成度等に応じて決定される支給係数を乗じて行われ、信託期間内において毎年付与されます。対象取締役は、毎年9月に、ポイント数に応じた株式の交付を受けます。

対象取締役が交付を受けることができる当社株式数上限は、1事業年度当たり25,000株（うち当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）分13,500株）、信託期間に対応する5事業年度で合計125,000株（うち当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）分合計67,500株）とします。なお、1事業年度当たりの上限株式数は、発行済株式総数（2023年7月31日現在。自己株式控除後。）の約0.1%となります。

(5) 対象取締役に對する当社株式の交付

受益者要件を満たす対象取締役は、受益者確定手続を行うことにより、毎年8月に付与されたポイント数に応じた数の当社株式について、同年9月に本信託から交付を受けることができます。

なお、上記の株式交付後に、非違行為等が判明した場合、対象取締役は、株式交付規程に定める計算方法に基づき算定された金銭額を賠償するものとします。

(6) 当社株式に関する議決権行使

本信託内の当社株式の議決権行使については、経営への中立性を担保するため、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

(7) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。

(8) 信託終了時の取扱い

本信託の終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。

本信託の終了時において、制度対象者に対して本信託の配当の分配が行われる場合には、各制度対象者は本信託の信託期間中に付与された累計ポイントの値に応じて按分した金額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）を受領できるものとします。この場合において生じた端数は、当該制度対象者のうち役員任期の長い者から1円ずつ割り当てていくものとします。

以 上

事業報告

自 2022年8月1日
至 2023年7月31日

1 企業集団の現況に関する事項

■ 当社グループの経営理念

----- 経営理念 -----

「みんなで幸せになれる会社にする事」

「今から100年続く会社にする事」

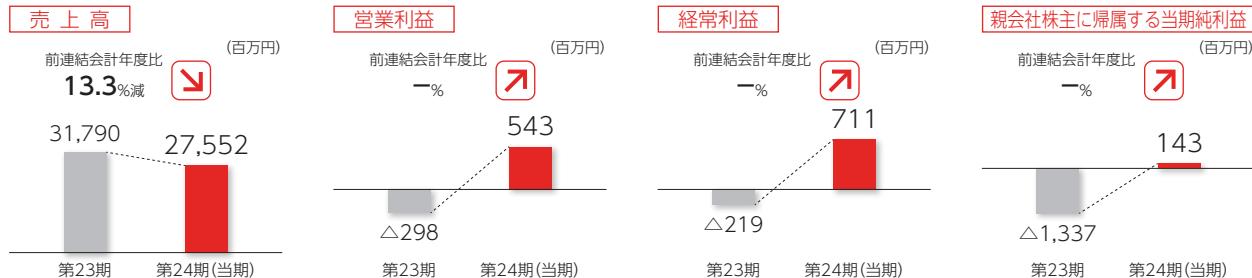
当社グループは「Creativity × Techで、世の中をもっと便利に、もっと楽しくすること」という“Ateam Purpose”を掲げております。この“Ateam Purpose”のもとすべての役員及び従業員が一丸となり、様々な技術領域・ビジネス領域において、インターネットを通じて利用者の皆様に支持・利用していただける比較サイトや情報サイト、ゲームコンテンツ、ECサイトなどの企画・開発及び運営を行っております。具体的には、人生のイベントや日常生活に密着し、有益な情報を提供する様々なウェブサービスの企画・開発及び運営を行う「ライフスタイルサポート事業」、「人と人とのつながりの実現」をテーマに、世界中の人々に娯楽を提供するゲームやツールアプリケーションの企画・開発及び運営を行う「エンターテインメント事業」、様々な商材を取り扱う複数のECサイトの企画・開発及び運営を行う「EC事業」の3つの事業軸でビジネスを展開しております。

(1) 事業の経過及びその成果

■ 全般的概況

当連結会計年度の連結売上高につきましては、各事業セグメントが前連結会計年度比で減少したため、全体としても減少となりました。営業利益につきましては、ライフスタイルサポート事業での増加及びエンターテインメント事業での前連結会計年度の損失から黒字への転換により、全体では前連結会計年度の損失から黒字に転じました。経常利益につきましても、営業黒字への転換に加え、104百万円の投資事業組合運用益を計上したため、前連結会計年度の損失から黒字に転じました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましても、153百万円の固定資産の減損損失を計上しましたが、前連結会計年度ほどの減損損失額には至らず、営業黒字・経常黒字に転じたことにより、前連結会計年度の損失から黒字に転じました。

具体的には、当連結会計年度の売上高は27,552百万円（前連結会計年度比13.3%減）、営業利益は543百万円（前連結会計年度は298百万円の営業損失）、経常利益は711百万円（前連結会計年度は219百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は143百万円（前連結会計年度は1,337百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。



■ セグメント別概況

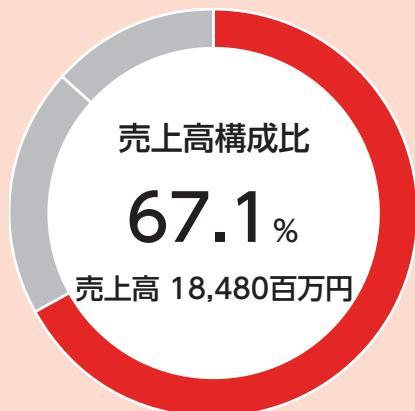
当連結会計年度におけるセグメント別の業績は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの順序を変更しております。また、当連結会計年度期間において、自転車専門通販サイト「cyma-サイマ-」を運営する自転車小売事業を、2022年12月20日に新設した株式会社cymaに承継し、その全株式を2023年3月1日に株式会社ワイ・インターナショナルへ譲渡した（以下、「自転車小売事業の譲渡」という。）ため、当譲渡日以降、当事業に係る売上高及び費用は計上しておりません。

(単位：百万円)

セグメント別	売上高	セグメント利益 又は損失 (△)
ライフスタイルサポート事業	18,480	1,760
エンターテインメント事業	5,421	166
EC事業	3,651	△431

ライフスタイルサポート事業



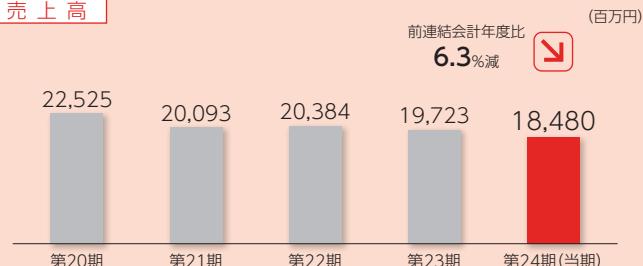
主な事業内容

人生のイベントや日常生活に密着した比較サイト・情報サイト等
様々な便利なウェブサービスの企画・開発・運営

代表的なサービス

- 引越し比較・予約サイト「引越し侍」
- 結婚式場情報サイト「ハナユメ」
- 車買取一括査定サイト「ナビクル」
- ライフスタイル総合メディア「イーデス」
- 技術情報共有サイト「Qiita」
- 転職サービス比較サイト「CAREER PICKS」

売上高



ライフスタイルサポート事業では、様々な事業領域において個人の利用者に向けてサービスを展開する事業者と連携し、「三方よし」のサービス理念のもと、人生のイベントや日常生活に密着した比較サイト・情報サイト等様々な便利なウェブサービスを展開しております。

なお、化粧品・ヘルスケア領域のブランド（「lujo（ルジョー）」「minorie（ミノリエ）」）を展開する事業につきましては、ライフスタイルサポート事業のサブセグメント区分「その他」からEC事業へセグメント区分を変更しており、前連結会計年度比較については、前連結会計年度の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

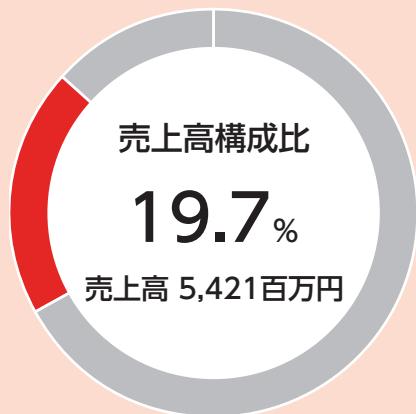
「デジタルマーケティング支援ビジネス」は、オウンドメディア等を通じて、提携事業者へ見込顧客を送客するデジタルマーケティング支援を中心に、スピーディーに事業を横展開できる特徴を持っています。多様な事業領域におけるサービスを急速に立ち上げ、拡張させることで、収益を積み上げるビジネスモデルです。個人の利用者へは基本無料でサービスを提供し、主な売上はパートナー企業に当該利用者を見込顧客として紹介することに対する紹介手数料及び成約報酬であります。

「プラットフォームビジネス」はアプリケーションやウェブサイトなどを通じて情報を集めた「場」を提供し、ユーザーデータの蓄積と活用、そして独自価値の向上により、市場での優位性を構築し、さらにデータを活用したソリューションを提供することで、価値向上のサイクルを図っていくビジネスモデルです。主な売上は広告収入や有料会員向けの利用料、ツール等のソリューション提供によるものであります。現在、ヘルスケア及びエンジニア領域においてプラットフォームを展開しています。

当連結会計年度の売上高につきましては、人材メディア事業及び車の査定・買取サイトの「ナビクル」が好調を維持するも、引き続き新電力会社及び通信事業者への送客事業において、資源価格の高騰や通信関連市場における顧客獲得競争の激化等、市場環境の変化に伴う取引先への送客制限及び停止が影響し、全体としては前連結会計年度比で減少となりました。セグメント利益につきましては、前述の一部送客事業での減収に伴う減益に加え、結婚式場情報サイト「ハナユメ」においてブライダル市場の回復に合わせた認知拡大のための広告投資を行いつつも、人材メディア事業及び金融メディア事業での増収に伴う増益により、全体としては前連結会計年度比で増加となりました。

以上の結果、当連結会計年度におけるライフスタイルサポート事業の売上高は18,480百万円（前連結会計年度比6.3%減）、セグメント利益は1,760百万円（前連結会計年度比6.4%増）となりました。

エンターテインメント事業



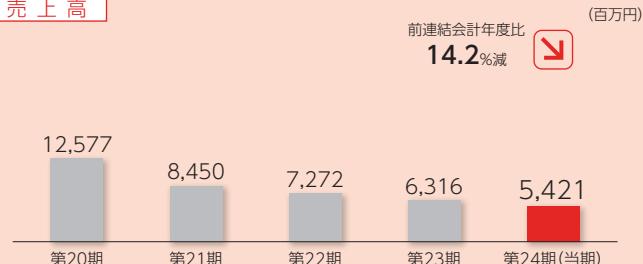
主な事業内容

スマートデバイス（スマートフォン・タブレット端末）向けゲーム・ツールアプリの企画・開発・運営

代表的なサービス

- ゲームアプリ
 - ヴァルキリーコネクト
 - ユニゾンリーグ
 - 少女☆歌劇 レヴュースタァライト -Re LIVE-
- ツールアプリ
 - +HOME
 - Game Boost Master

売上高



エンターテインメント事業では、主に自社で開発したスマートデバイス向けゲームアプリケーション（以下「ゲームアプリ」という。）をApple Inc.が運営するApp Store及びGoogle LLCが運営するGoogle Play等の専用配信プラットフォームを通じて、世界中の人々に提供しております。ゲームアプリ自体は基本無料で提供しており、主な売上はユーザーがゲームをより効率よく優位に進めるためのゲーム内アイテム購入代金であります。

近年のグローバルにおけるゲーム市場環境及びユーザーニーズの変化、そして技術の進化等を踏まえ、エンターテインメント事業はスマートフォンゲームのみならず、グローバルのデジタル配信ゲーム市場（モバイルゲーム、PCゲームデジタル配信、家庭用ゲームデジタル配信）全体をターゲットに、グローバルで人気のIPと連携し、展開することを中長期方針とし、さらなる成長を狙います。また、今後は、これまでのゲームアプリ開発で培ったスキルやノウハウを活かし、NFTゲームなど新領域での企画・開発・運営も進めてまいります。

当連結会計年度の売上高につきましては、既存ゲームアプリでの減少が続き、前連結会計年度比で減少となりました。セグメント利益につきましては、パイプライン開発への投資は行いつつも、既存ゲームアプリの効率的な運用に加え、『FINAL FANTASY VII THE FIRST SOLDIER（ファイナルファンタジーVII ザ ファーストソルジャー）』が2023年1月11日にサービス終了となったことに伴い、当ゲームアプリに係る広告宣伝費及び開発費が発生しなくなったため、前連結会計年度比では大幅に増加となりました。

以上の結果、当連結会計年度におけるエンターテインメント事業の売上高は5,421百万円（前連結会計年度比14.2%減）、セグメント利益は166百万円（前連結会計年度は894百万円の損失）となりました。

EC事業

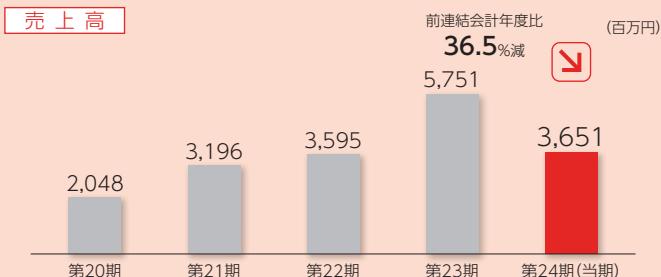


主な事業内容

複数の商材を取り扱うECサイトの企画・開発・運営

代表的なサービス

- 化粧品ブランド「lujo（ルジョー）」
- ドッグフードブランド「OBREMO（オブレモ）」



EC事業では、化粧品ブランド「lujo（ルジョー）」をはじめ、複数の商材を取り扱うECサイトを運営しております。当社グループ内で商品の企画・開発・販促を行い、製造のみ外部に委託するOEM（Original Equipment Manufacturer）生産を行っており、主に、継続的にご購入いただく定期販売モデルです。

今後も品揃えや販売方法、配送品質を日々改善し、ユーザーの期待を大きく超える購買体験ができるサービスを提供してまいります。

なお、化粧品・ヘルスケア領域のブランド（「lujo（ルジョー）」「minorie（ミノリエ）」）を展開する事業につきましても、ライフスタイルサポート事業のサブセグメント区分「その他」からEC事業へセグメント区分を変更しており、前連結会計年度比較については、前連結会計年度の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値と比較しております。

当連結会計年度の売上高につきましては、「lujo（ルジョー）」が前連結会計年度比で大幅に増収となるも、自転車小売事業の譲渡により、全体としては前連結会計年度比で大幅に減少となりました。セグメント損失につきましては、「lujo（ルジョー）」が第4四半期連結会計期間において黒字化となるも、自転車小売事業の譲渡に伴う減益及びドッグフードブランド「OBREMO」への投資により、前連結会計年度比で増加となりました。

以上の結果、当連結会計年度におけるEC事業の売上高は3,651百万円（前連結会計年度比36.5%減）、セグメント損失は431百万円（前連結会計年度は122百万円の損失）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は29百万円となりました。設備投資の主な内容は事務機器の購入によるものであります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 重要な企業再編等の状況

当社は、2022年12月16日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社エイチームコマーステックの自転車小売事業を吸収分割の方法により、2022年12月20日付で新規設立した連結子会社である株式会社cymaに承継させたうえで、株式会社cymaの全株式を株式会社ワイ・インターナショナルに譲渡することを決議いたしました。

これに基づき、2023年3月1日に会社分割及び株式譲渡を実施いたしました。

(5) 対処すべき課題

当社グループは「みんなで幸せになれる会社にする事」「今から100年続く会社にする事」を経営理念に、中長期的な成長を図るため、以下11点を主な経営課題として認識し、迅速に対処してまいります。

① ライフスタイルサポート事業における既存サービスの強化及び新規サービスの拡充

ライフスタイルサポート事業は、人生のイベントや日常生活に密着した便利なサービスを多数提供しております。それぞれのサービスにおいて利用者のニーズに即した周辺サービスを拡充しつつ、今後はこれらのサービス間で相互送客を強化することにより、集客効率並びに利益率の向上につながるものと考えております。新規サービスにおいても、同様にサービス間での相互送客を行いながら、継続顧客を確保するための施策に積極的に取り組み、事業を拡大してまいります。

② エンターテインメント事業におけるグローバル市場での成長

グローバルのデジタル配信ゲーム市場（モバイルゲーム、PCゲームデジタル配信、家庭用ゲームデジタル配信）規模は26兆円を超え、東アジア、北米、欧州の主要3地域では、欧州を中心に引き続き堅調な成長を遂げています（『ファミ通ゲーム白書2023』）。一方、国内外多くのゲームメーカーの本格参入により競争が激化しています。このような事業環境の中、持続的な成長を遂げるために、既存ゲームの健全な収益性の確保を維持するとともに、スマートフォンのみならずデジタル配信ゲーム市場全体をターゲットに、マルチデバイスでのグローバル展開に舵を切り、ゲームの開発を進めてまいります。また、今後は、これまでのゲームアプリ開発で培ったスキルやノウハウを活かし、NFTゲームやメタバースといった新領域での企画・開発・運営も進めてまいります。

③EC事業における新商材の成功

2020年3月に立ち上げた化粧品ブランド「lujo（ルジョー）」では、ファンデーションをはじめ計6商品販売しています。再現性の高いヒット商品の開発とWeb集客力を活かし、継続的な売上高成長及び当第4四半期連結会計期間では四半期黒字化を達成しました。2021年8月には、ドッグフードブランド「OBREMO（オブレモ）」をリリースし、当社グループのさらなる売上高成長を牽引できるような、引き続き今後の中長期的な成長を見据え、商品ラインナップの拡充による売上高成長を追求してまいります。

④中長期的な成長に向けた事業ポートフォリオの強化

当社グループは、自社サービス開始以降、経営の安定性と高い成長性のバランスを実現するために、事業の転換・拡大を継続して行ってまいりました。現在はライフスタイルサポート事業、エンターテインメント事業、EC事業の3つの軸で事業を展開しております。今後も持続的な成長並びに中長期的な企業価値の向上を目指し、新たな事業の創出や他の企業との協業、M&A等多様な戦略を用いて、先行投資を進めながら事業ポートフォリオの強化を図ってまいります。

⑤優秀な人材の確保と育成

優秀な人材を確保することは当社グループの持続的な成長に必要不可欠であります。そのため、多様な働き方を実現する職場環境の改善、福利厚生充実、人事考課制度の整備・運用及び採用活動の多様化に努め、人材の確保に力を入れております。

採用においては優れた専門性のみならず、人間性・協調性を重視した人材の選考を心がけており、企業文化と経営理念の共有により、みんなで協力し合いながら長く楽しく働ける組織作りを大切にしております。

また、社内外での研修・教育の強化などを含む人材育成制度の整備を進めるとともに、ジョブポスティング制度・フリーエージェント制度等といった機動的な人材活用を制度的にも実施しながら、事業間で経験とノウハウを共有することで企業とともに成長していく人材の育成に努めております。

⑥コーポレートブランドの向上

当社グループが持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現していくためには、提供するサービス自体のユーザービリティ、品質等に加え、各サービスの知名度を向上し、利用者数を拡大していくことが不可欠であります。

また、グループ全体の事業を支える優秀な人材の獲得や他社との提携等をより有利に進めるためにも、当社グループでは、今後も費用対効果を見極めながら、サービスの広告宣伝活動のみならず、企業認知度の向上や企業イメージの確立に取り組んでまいります。なお、ステークホルダーに対する適切かつ積極的な情報開示及び広報活動を実施することにより、コーポレートブランドの向上を目指してまいります。

⑦サステナビリティ経営の推進

当社グループの経営理念である「みんなで幸せになれる会社にする事」「今から100年続く会社にする事」を達成するには、当社グループにおける持続的な事業成長と併せて、持続可能な社会の実現に貢献することが重要だと認識しております。その一環として、特定した重要課題への取り組みを推進し、従業員・株主・社会・環境を含むすべてのステークホルダーから必要とされ続ける存在を目指してまいります。

⑧グループ経営体制及びコーポレートガバナンスの強化

当社グループは、国内連結子会社7社及び海外連結子会社1社により構成されたグループ企業体制であります。

当社は、第24回定時株主総会における「定款一部変更の件」の承認可決を条件に、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたします。

持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、経営の公正性・透明性を確保するとともに、取締役会及び監査等委員会による内部統制の強化並びにコーポレートガバナンス・コードの基本原則に沿った各種施策の実施、取締役会の実効性評価・分析・改善に継続的に取り組んでまいります。

⑨コンプライアンス及びリスク管理体制の強化

当社グループは、グループ企業としての持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて経営基盤を強化し、コンプライアンス及びリスク管理体制を強化し、企業倫理の一層の向上を図ってまいります。

⑩新技術の活用

当社グループが属するスマートデバイス向けゲーム業界を含むインターネット業界は、技術革新が絶え間なく行われております。このような環境のもと、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現していくためには、AI及びブロックチェーンをはじめとする様々な新技術に適切に対応していくことが必要不可欠であると考えております。また、グループ横断プロジェクトとして技術研究活動を行い、新技術を活用できる人材育成に取り組んでまいります。

⑪商品・サービスの品質と安全性の確保

当社グループは、スマートデバイス向けゲームやライブイベントにまつわる様々なオンラインサービスの提供に加え、EC事業においては化粧品やドッグフードなどを取り扱っております。すべての商品・サービスにおいて利用者が安全かつ安心して利用でき、高い品質が担保されるよう努めてまいります。

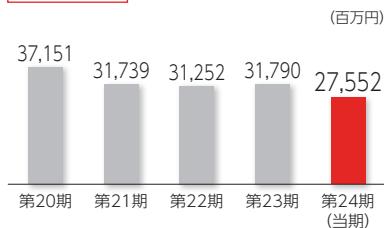
(6) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

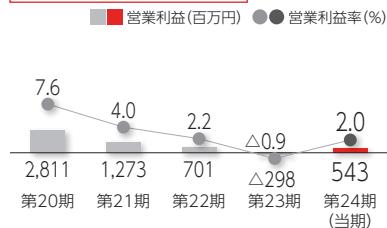
区 分	第20期 (2019年7月期)	第21期 (2020年7月期)	第22期 (2021年7月期)	第23期 (2022年7月期)	第24期 (当連結会計年度) (2023年7月期)
売上高 (百万円)	37,151	31,739	31,252	31,790	27,552
営業利益又は 営業損失 (△) (百万円)	2,811	1,273	701	△298	543
経常利益又は 経常損失 (△) (百万円)	2,809	1,249	895	△219	711
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する 当期純損失 (△) (百万円)	1,473	△519	877	△1,337	143
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期 純損失 (△) (円)	75.52	△26.59	45.07	△71.68	7.73
総資産 (百万円)	17,273	16,063	15,751	14,762	13,855
純資産 (百万円)	12,511	11,722	11,582	9,882	9,704
総資産経常利益率 (ROA) (%)	16.5	7.5	5.6	△1.4	5.0
株主資本 (百万円)	12,452	11,663	11,232	9,088	8,969
自己資本当期純利益率 (ROE) (%)	12.3	△4.3	7.6	△12.5	1.5
投下資本営業利益率 (ROIC) (%)	14.1	7.6	4.3	△2.2	4.2

(注) 「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり当期純損失」の算定上の基礎となる自己株式数には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口及び役員報酬BIP信託口）が所有する当社株式を含めております。

売上高



営業利益／営業利益率



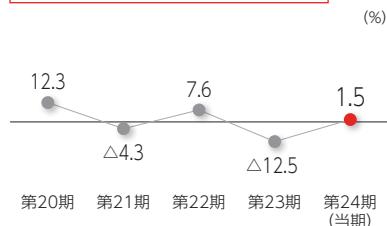
1株当たり当期純利益



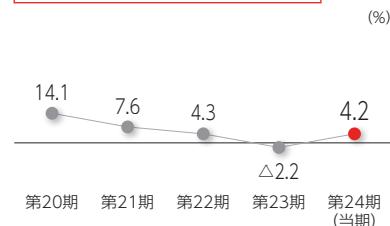
総資産経常利益率 (ROA)



自己資本当期純利益率 (ROE)



投下資本営業利益率 (ROIC)



②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第20期 (2019年7月期)	第21期 (2020年7月期)	第22期 (2021年7月期)	第23期 (2022年7月期)	第24期 (当事業年度) (2023年7月期)
売上高 (百万円)	14,955	11,937	11,127	2,833	3,306
営業利益又は 営業損失(△) (百万円)	158	△191	△529	531	755
経常利益 (百万円)	1,544	1,050	569	80	438
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	1,130	△559	1,073	△576	165
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期 純損失(△) (円)	57.92	△28.62	55.11	△30.88	8.90
総資産 (百万円)	14,749	13,128	13,590	10,797	10,564
純資産 (百万円)	9,091	8,259	8,315	5,963	5,804

(注) 「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり当期純損失」の算定上の基礎となる自己株式数には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口及び役員報酬BIP信託口）が所有する当社株式を含めております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社エイチームエンターテインメント	50百万円	100.0%	スマートデバイス向けゲーム・ツールアプリの企画・開発及び運営
株式会社エイチームライフデザイン	50百万円	100.0%	デジタルマーケティング支援ビジネス
株式会社エイチームウェルネス	50百万円	100.0%	プラットフォームビジネス ECサイトの企画・開発及び運営
株式会社エイチームフィナジー	50百万円	100.0%	デジタルマーケティング支援ビジネス
Qiita株式会社	50百万円	100.0%	プラットフォームビジネス
株式会社エイチームコマーステック (注)	50百万円	100.0%	ECサイトの企画・開発及び運営

(注) 当社の連結子会社である株式会社エイチームコマーステックの自転車小売事業を吸収分割の方法により、2022年12月20日付で新規設立した連結子会社である株式会社cymaに承継させたくえで、株式会社cymaの全株式を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

(8) 主要な事業内容 (2023年7月31日現在)

① ライフスタイルサポート事業

- 人生のイベントや日常生活に密着した比較サイト・情報サイト等様々な便利なウェブサービスの企画・開発・運営

② エンターテインメント事業

- スマートデバイス（スマートフォン・タブレット端末）向けゲーム・ツールアプリの企画・開発・運営

③ EC事業

- 複数の商材を取り扱うECサイトの企画・開発・運営

(9) 主要な事業所 (2023年7月31日現在)

会社名	事業所名及び所在地	
当社	本社	愛知県名古屋市東区中村区名駅三丁目28番12号 大名古屋ビルヂング
	大阪オフィス	大阪府大阪市北区角田町8番1号 大阪梅田ツインタワーズ・ノース
株式会社エイチームエンターテインメント	本社	愛知県名古屋市東区中村区名駅三丁目28番12号 大名古屋ビルヂング
株式会社エイチームライフデザイン	本社	愛知県名古屋市東区中村区名駅三丁目28番12号 大名古屋ビルヂング
株式会社エイチームウェルネス	本社	愛知県名古屋市東区中村区名駅三丁目28番12号 大名古屋ビルヂング
株式会社エイチームフィナジー	本社	大阪府大阪市北区角田町8番1号 大阪梅田ツインタワーズ・ノース
Qiita株式会社	本社	愛知県名古屋市東区中村区名駅三丁目28番12号 大名古屋ビルヂング
株式会社エイチームコマーステック	本社	愛知県名古屋市東区中村区名駅三丁目28番12号 大名古屋ビルヂング

(10) 従業員の状況 (2023年7月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
872 (29) 名	133名減

(注) 従業員数は就業人員であり、パートタイマー及びアルバイト等の臨時雇用者は、() 内に年間の平均人員数 (1日8時間換算) を外数で記載しております。

②企業集団の部門別の従業員の状況

ライフスタイル サポート事業	エンターテインメント 事業	EC事業	共通部門	合計
439 (15) 名	333 (4) 名	29 (2) 名	71 (8) 名	872 (29) 名

(注) 従業員数は就業人員であり、パートタイマー及びアルバイト等の臨時雇用者は、() 内に年間の平均人員数 (1日8時間換算) を外数で記載しております。

③当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
71 (8) 名	14名減	36.3歳	7年2か月

(注) 従業員数は就業人員であり、パートタイマー及びアルバイト等の臨時雇用者は、() 内に年間の平均人員数 (1日8時間換算) を外数で記載しております。

2 会社の株式に関する事項 (2023年7月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 32,100,000株
(2) 発行済株式の総数 19,789,200株
(3) 当事業年度末の株主数 8,462名
(4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社林家族	5,600,000 株	28.2%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,307,700 株	6.6%
エイチーム従業員持株会	1,173,000 株	5.9%
林 高生	706,000 株	3.5%
牧野 隆広	559,000 株	2.8%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 1400 40	278,100 株	1.4%
中内 之公	238,600 株	1.2%
上田八木短資株式会社	213,900 株	1.0%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	169,800 株	0.8%
楽天証券株式会社	84,700 株	0.4%

(注) 当社は、自己株式1,128,021株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
持株比率は自己株式(1,128,021株)を控除したうえで小数第2位までを算出し、その小数第2位以下を切り捨てています。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2023年7月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	林 高 生	株式会社エイチームエンターテインメント 取締役 株式会社エイチームフィナジー 取締役 Qiita株式会社 取締役 株式会社エイチームコマーステック 取締役
取 締 役	中 内 之 公	株式会社エイチームエンターテインメント 代表取締役社長 執行役員 エンターテインメント事業本部長
取 締 役	間 瀬 文 雄	株式会社エイチームライフデザイン 代表取締役 株式会社エイチームウェルネス 代表取締役社長 株式会社エイチームフィナジー 代表取締役社長 執行役員 ライフスタイルサポート事業本部長
取 締 役	臼 井 興 胤	—
取 締 役	吉 崎 亮 介	株式会社キカガク 代表取締役会長
取 締 役	加 藤 淳 也	弁護士 城南法律事務所 所長 株式会社Photo electron Soul 社外監査役
常 勤 監 査 役	有 藤 速 利	株式会社エイチームエンターテインメント 監査役 株式会社エイチームライフデザイン 監査役 株式会社エイチームウェルネス 監査役 株式会社エイチームフィナジー 監査役 Qiita株式会社 監査役 株式会社エイチームコマーステック 監査役
監 査 役	山 田 一 雄	公認会計士・税理士 公認会計士・税理士 山田一雄事務所 所長 有限会社オンリーワンコンサルティング 代表取締役 株式会社ハイブリッドテクノロジーズ 社外監査役
監 査 役	田 嶋 好 博	弁護士 表示灯株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役臼井興胤氏、取締役吉崎亮介氏、取締役加藤淳也氏の3名は社外取締役であります。
2. 監査役山田一雄氏、監査役田嶋好博氏の2名は社外監査役であります。
3. 取締役臼井興胤氏、取締役吉崎亮介氏、取締役加藤淳也氏、監査役山田一雄氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 監査役山田一雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で、当社グループのすべての役員、執行役員及びその他会社法上の重要な使用人を被保険者とし、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該契約は、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年ごとに契約内容を見直し契約を更新しております。

なお、保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

【方針の決定方法】

当社の役員報酬は、当社の持続的な成長を実現すべく、業績拡大及び企業価値向上へのインセンティブとして機能することを目指しております。

当社取締役会は、この趣旨に従い、当社取締役及び監査役が受ける報酬等の方針を以下の通り決定しております。

【方針の内容の概要】

1. 報酬の構成及び支給の考え方

取締役の報酬は「基本報酬」及び「業績連動報酬」で構成しております。ただし、業務執行から独立した立場である社外取締役及び監査役の報酬は「基本報酬」のみで構成しております。

基本報酬は、各役員の「職責」及び「業績」を総合的に反映するものです。職責については、当該役員が所管する事業または部門の状況や業績責任の大きさを反映し、報酬額を決定しております。また業績については、当該役員が所管する事業の業績並びに全社業績を踏まえ、翌期の報酬額に反映しております。基本報酬は、当該役員の業務遂行全般への対価であることから、役員選任時に年俸額を決定し、その12分の1の額を毎月支給しております。

業績連動報酬は、当社業績を適切に反映したうえで、役員による当社株式保有を促進する手段として「BIP信託」を導入しております。BIP信託の支給有無及び支給株式数は、企業価値を反映する指標である「当社グループ連結の当期純利益」の予算達成率に応じて決定します。業績連動報酬は、当該年度の事業成果への対価であり、事業年度終了後2か月以内に支給有無を判定し、年1回支給します。

なお、当事業年度における主要な業績指標の状況は、事業報告「1(6)財産及び損益の状況の推移」をご参照ください。

2. 報酬項目ごとの割合の考え方

業績連動報酬は、基本報酬に対して0～40%程度の割合で変動する制度としております。

3. 報酬水準の考え方

当社の役員報酬水準は、同規模または同業他社の水準を参考にしたうえで、当社従業員の給与水準との格差を踏まえながら検討しております。

【個人別の報酬決定の考え方】

1. 個人別の報酬額の決定方法

取締役個人別の基本報酬額は、株主総会決議による限度額の範囲内で代表取締役に一任することを取締役会にて決議しております。代表取締役が検討する役員個人別の報酬額は、社外役員による諮問を受けたうえで最終決定しております。なお、当事業年度においては、代表取締役社長である林高生が、社外役員による諮問を受けたうえで取締役個人別の基本報酬額を決定しました。その報酬の総額を、2022年10月27日開催の取締役会において決議しました。なお林高生は、各取締役との定期的な面談を通じて、各取締役の業務遂行状況や各事業の業績進捗を逐一把握しており、各取締役の報酬額を決定するに相応しいと考えております。

2. 当事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、報酬決定の透明性・客観性を高めるために、代表取締役社長には社外役員による諮問を受けたうえで取締役の個人別報酬額を決定することを一任しております。また業績連動報酬については、取締役向け株式交付規程の定めに従い支給額を決定していることから、上記報酬決定方針に沿うものであると判断しております。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬 (BIP信託)	
取締役 (うち社外取締役)	151百万円 (15百万円)	151百万円 (15百万円)	—	6名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	23百万円 (11百万円)	23百万円 (11百万円)	—	3名 (2名)
合計 (うち社外役員)	175百万円 (26百万円)	175百万円 (26百万円)	—	9名 (5名)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2005年9月30日開催の第6回定時株主総会において年額300百万円以内とする旨、決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。
2. 監査役の報酬限度額は、2005年9月30日開催の第6回定時株主総会において年額30百万円以内とする旨、決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

(5) 社外役員に関する事項

①当社と重要な兼職先との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先	当社との関係
取 締 役	臼 井 興 胤	—	重要な取引関係はありません。
取 締 役	吉 崎 亮 介	株式会社キカガク	取引関係はありません
取 締 役	加 藤 淳 也	城南法律事務所	取引関係はありません。
		株式会社Photo electron Soul	当社は同社の発行済株式総数の1.0%を保有しております。
監 査 役	山 田 一 雄	公認会計士・税理士 山田一雄事務所	取引関係はありません。
		有限会社オンリーワンコンサルティング	取引関係はありません。
		株式会社ハイブリッドテクノロジーズ	取引関係はありません。
監 査 役	田 嶋 好 博	表示灯株式会社	取引関係はありません。

②主要な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	臼 井 興 胤	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回出席しております。経営全般の豊富な経験と高い見識に基づき、社外取締役としての実践的な観点から、取締役会だけではなく、当社グループ経営会議で、適宜、必要な発言を行っております。また、定期的に監査役会に出席し、監査役と相互に意見交換を実施しております。
取 締 役	吉 崎 亮 介	同氏の取締役就任後に開催された取締役会12回のうち12回出席しております。就任後、IT業界への幅広い見識を基に、社外取締役としての客観的な立場と新しい価値観で、取締役会だけではなく、当社グループ経営会議で、適宜、必要な発言を行っております。また、定期的に監査役会に出席し、監査役と相互に意見交換を実施しております。
取 締 役	加 藤 淳 也	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回出席しております。弁護士としての専門的見地から、取締役会だけではなく、当社グループ経営会議で、適宜、必要な発言を行っております。また、定期的に監査役会に出席し、監査役と相互に意見交換を実施しております。
監 査 役	山 田 一 雄	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回のうち13回出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地から、適宜、必要な発言を行っております。
監 査 役	田 嶋 好 博	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回のうち13回出席し、弁護士としての専門的見地から、適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

4 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは財務基盤を強固にすること、持続的な成長に向けて新たな事業の創出に向けた先行投資を進めながら事業ポートフォリオの強化を図っていくことが重要であると考えております。同時に、株主の皆様への利益還元も重要であると考えており、継続的且つ安定的な株主還元を実施することを配当方針としております。

当該方針に基づき、当連結会計年度におきましては、業績・財務状態を総合的に判断した結果、期末配当を1株当たり16.0円といたしました。今後も引き続き安定的な株主還元を実施してまいります。

(注) 本事業報告内の記載金額等は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

2023年7月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	10,264	流動負債	3,621
現金及び預金	5,992	買掛金	95
売掛金	3,001	未払金	2,363
商品	190	未払法人税等	182
貯蔵品	30	販売促進引当金	77
その他	1,052	株式給付引当金	18
貸倒引当金	△2	資産除去債務	186
		その他	698
固定資産	3,591	固定負債	529
有形固定資産	389	繰延税金負債	208
建物	318	資産除去債務	313
工具、器具及び備品	70	その他	6
無形固定資産	216	負債合計	4,151
のれん	152	純資産の部	
ソフトウェア	64	株主資本	8,969
投資その他の資産	2,985	資本金	838
投資有価証券	2,449	資本剰余金	832
敷金及び保証金	527	利益剰余金	9,161
その他	11	自己株式	△1,862
貸倒引当金	△3	その他の包括利益累計額	734
		その他有価証券評価差額金	797
		繰延ヘッジ損益	△93
		為替換算調整勘定	30
資産合計	13,855	純資産合計	9,704
		負債・純資産合計	13,855

連結損益計算書

2022年8月1日から
2023年7月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	27,552
売上原価	5,062
売上総利益	22,489
販売費及び一般管理費	21,945
営業利益	543
営業外収益	202
受取利息及び配当金	0
為替差益	33
受取手数料	28
投資事業組合運用益	104
助成金収入	1
その他	33
営業外費用	34
支払利息	2
債権売却損	27
その他	4
経常利益	711
特別利益	15
投資有価証券売却益	15
特別損失	294
減損損失	153
関係会社株式売却損	121
その他	19
税金等調整前当期純利益	432
法人税、住民税及び事業税	228
法人税等調整額	60
法人税等合計	288
当期純利益	143
親会社株主に帰属する当期純利益	143

貸借対照表

2023年7月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	6,933	流動負債	4,056
現金及び預金	4,994	未払金	685
売掛金	158	未払費用	17
貯蔵品	0	預り金	28
前払費用	169	関係会社預り金	3,070
関係会社預け金	1,886	未払法人税等	23
その他	718	株式給付引当金	18
貸倒引当金	△994	資産除去債務	186
固定資産	3,630	その他	26
有形固定資産	387	固定負債	703
建物	318	繰延税金負債	389
工具、器具及び備品	69	資産除去債務	313
無形固定資産	31	負債合計	4,759
ソフトウェア	31	純資産の部	
投資その他の資産	3,211	株主資本	5,100
投資有価証券	2,449	資本金	838
関係会社株式	289	資本剰余金	832
関係会社出資金	54	資本準備金	812
敷金及び保証金	417	その他資本剰余金	19
長期前払費用	0	利益剰余金	5,292
資産合計	10,564	その他利益剰余金	5,292
		繰越利益剰余金	5,292
		自己株式	△1,862
		評価・換算差額等	704
		その他有価証券評価差額金	797
		繰延ヘッジ損益	△93
		純資産合計	5,804
		負債・純資産合計	10,564

損益計算書

2022年8月1日から
2023年7月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	3,306
営業費用	2,550
営業利益	755
営業外収益	155
受取利息	6
為替差益	34
投資事業組合運用益	104
その他	9
営業外費用	472
支払利息	1
貸倒引当金繰入額	469
その他	1
経常利益	438
特別利益	15
投資有価証券売却益	15
特別損失	246
投資有価証券評価損	3
関係会社株式評価損	243
税引前当期純利益	207
法人税、住民税及び事業税	60
法人税等調整額	△18
法人税等合計	42
当期純利益	165

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年9月19日

株式会社エイチーム
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤	達治	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤	貴俊	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エイチームの2022年8月1日から2023年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エイチーム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年9月19日

株式会社エイチーム
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 達治	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 貴俊	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エイチームの2022年8月1日から2023年7月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するた

めに経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業の前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年8月1日から2023年7月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるほか意見を述べました。
- (2) 各監査役は、監査の方針、職務の分担に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるほか意見を述べ、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、国内子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、計画的に往査を実施し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及びその使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めるほか意見を述べました。
 - ③ 会計監査人からは、事前に監査計画、監査の重点項目等の説明を受け、協議を行い、意見交換を行いました。さらに、常勤監査役等が適宜に会計監査人と意思疎通を図り、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているか往査立ち会い等により監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるほか意見を述べました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年9月19日

株式会社エイチーム 監査役会

常勤監査役 有 藤 速 利 ㊟

社外監査役 山 田 一 雄 ㊟

社外監査役 田 嶋 好 博 ㊟

以 上

株主総会 会場のご案内

当社本社オフィス

名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 大名古屋ビルディング 32階



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。